

しゅうがくえんじょ

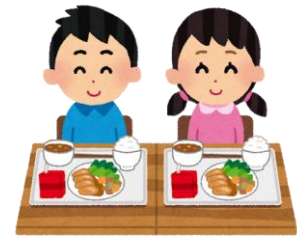
# 令和5年度 就学援助のお知らせ

三戸町教育委員会では、お子さんの小・中学校への就学にあたり、経済的な理由でお困りの保護者の方に、学用品費や給食費など、就学に必要な費用の一部を援助しています。

## 1. 就学援助の対象となる方

下記事項（1）～（10）に該当しており、さらに教育委員会が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた方（所得状況を審査します。）

- （1）生活保護を受けている
- （2）生活保護を停止又は廃止された
- （3）町民税が非課税である
- （4）固定資産税を減免された
- （5）天災等の理由により町民税又は国民健康保険税を減免された
- （6）国民年金保険料を減免された
- （7）児童扶養手当の支給を受けている
- （8）個人事業税を減免された
- （9）生活福祉資金の貸付の決定を受けた
- （10）その他の理由で経済的に困っている



[認定となる所得等の目安]

※ 下記の表は、あくまでも目安です。申請年度や家族構成、年齢等によって認定となる額は異なります。

※ 所得金額とは、給与所得者は「支払金額」から「給与所得控除」を、自営業等の方は「収入の総額」から「必要経費」を差し引いた後の金額です。

家族構成〔例〕		世帯の総所得金額から社会保険料控除や生命保険控除等を差し引いた額〔目安〕
2人	父又は母(30代)、小学5年	152万円程度まで
4人	父(30代)、母(30代)、小学3年、小学1年	247万円程度まで

## 2. 援助の対象となる内容及び支給額

(※令和4年度の内容のため、令和5年度は変更となる場合があります。)

援助対象	支給額等	援助の内容等
学校給食費	実費	実際にかかった分を給食センターに直接支払います。
学用品費	小学校：年額 11,630 円 中学校：年額 22,730 円	学期毎（5月・8月・1月）に分けて支給します。
通学用品費	小学校：年額 2,270 円 中学校：年額 2,270 円	学期毎に分けて支給します。但し、新入学児童生徒学用品費の支給を受けた方は対象外です。
新入学児童生徒学用品費	小学校は年額 54,060 円 中学校は年額 60,000 円	4月から認定となった新入学児童生徒にのみ1学期学用品費と一緒に支給します（入学前支給の申請をし、支給決定を受けた方は1学期学用品費とは別に入学前に支給されます）。
修学旅行費	実費	修学旅行実施後、参加した児童生徒に支給します。支給は実施後となります。
校外活動費の一部	小学校：上限 1,600 円 中学校：上限 2,310 円	校外活動に参加した児童生徒に支給します。支給は実施後となります。
医療費	治療費の自己負担分	学校病の治療に支払った額を医療機関に直接支払います。ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費の助成を受けている方は対象外です。

(裏面に続く)

卒業アルバム代等	小学校：上限 11,000 円 中学校：上限 8,800 円	実際にかかった分を支給します。支給は保護者が学校等へ支払い後となります。
オンライン学習通信費	小学校：年額 14,000 円 中学校：年額 14,000 円	学期毎（5月・8月・1月）に分けて支給します。

●生活保護を受けている方は、生活保護費に含まれない修学旅行費、医療費のみの支給となります。

### 3. 申請方法

#### (1) 提出書類

① 令和5年度 就学援助申請書（世帯票） （※各学校に用意してあります。）	令和5年4月1日時点の「 <u>世帯全員</u> 」を記入してください。 ※住民票が別々の場合でも、同じ家に住んでいれば同一世帯とみなします。 ※単身赴任や学生など、他の場所に住んでいても、生計が同一であれば同一世帯とみなします。
② 委任状兼口座振込依頼書 （※各学校に用意してあります。）	認定となった際の学校給食費等の請求や受領に関する学校長への委任状、就学援助費の振込先口座の届出書となります。
③ 振込先口座の通帳のコピー	金融機関名・支店名・口座番号・口座名義（氏名・ふりがな）を確認します。
④ 令和4年度 所得課税証明書	学生を除く「 <u>世帯全員分</u> 」について提出してください。 令和4年1月1日時点の住所地の市町村で取得できます。 三戸町の場合は役場・税務課で取得してください。 <u>※ 所得がなかった方も提出が必要です。</u> <u>※ 遺族年金、障害年金を受給している方は、所得課税証明書の他に年金振込書の写しも必要です。</u>
⑤ 国民年金保険料免除申請承認通知書	免除を受けている方はコピーを提出してください。
⑥ 児童扶養手当証書	受給している方はコピーを提出してください。

#### (2) 提出先、提出期限

学校が指定する期限までに、現在お子さんが就学している学校に提出してください。（例年、4月認定の申請期間は、2月上旬～在校生は3月中旬、新入学児童は4月中旬までとしています。兄弟姉妹が小学校、中学校それぞれに就学している場合は、一枚の申請書に記入し、小学校に提出してください。）

また、援助費目のうち、新入学児童生徒学用品費についてのみ、年度前（入学前）に前倒しで支給を受けること可能です。その場合は、11月中旬に申請が必要となりますので、お子さんが就学している学校又は教育委員会事務局へ申請書を提出してください（申請書は、小学校就学前児童の保護者については教育委員会事務局から郵送、中学校入学前児童の保護者については学校を通じてお渡しします）。

### 4. 認定について

- 認定は、世帯の所得状況や生活状況を勘案し審査を行います。認定結果は、決定次第お知らせします。
- 世帯状況等については、必要に応じ地区担当民生委員に確認をお願いしております。訪問やお電話にて連絡がありましたら、世帯の生活状況等を説明していただくようお願いします。
- 申請後、世帯状況が変わる（保護者変更、再婚、転居、祖父母と同居等）場合は、必ず、速やかに学校へご連絡ください。

### 5. 年度途中の申請について

申請は年度途中でも可能ですので、希望される場合は学校にご相談ください。